

海上保険法における性質 危険不担保規定〔1〕

近見正彦

1. 序

わが国の商法第 816 条は、「保険者ハ本章又ハ保険契約ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外保険期間中保険ノ目的ニ付キ航海ニ関スル事故ニ因リテ生シタル一切ノ損害ヲ填補スル責ニ任ス」と、海上保険者が一切の海上危険を負担する旨定めており、他方第 829 条第 1 号は、「保険者ハ左ニ掲ケタル損害又ハ費用ヲ填補スル責ニ任セス 一 保険ノ目的ノ性質若クハ瑕疵、其自然ノ消耗……ニ因リテ生シタル損害」と、海上保険者はいわゆる性質危険（Beschaffenheitsgefahr）を負担しない旨規定している。これらと同旨の規定は、わが国ばかりでなく、多くの国々の海上保険法にも置かれている⁽¹⁾。そこで、海上保険者が一切の海上危険を負担する旨定めた規定、すなわち海上保険者の危険負担範囲（Umfang der Gefahrtragung）を定めた規定と、海上保険者は性質危険を負担しない旨定めた規定、すなわち性質危険不担保規定との関係はどうか、疑問として生じる。本稿では、かかる問題意識を基礎として、性質危険不担保規定の性質を考察することにした⁽²⁾。

2. 免責規定（Gefahr⁽³⁾ausschluß）と注意規定（Klarstellung）

性質危険不担保規定の性質を考察するにあたって、まず述べなければならないことは、免責規定と注意規定についてである。

免責規定は、本来保険者の危険負担範囲内にある一定の危険（Gefahr）を、特に保険者の危険負担範囲から除外（ausschließen）するものであり、他方注意規定は、もともと保険者の危険負担範囲には含まれていない一定の危険につ

いて、保険者の危険負担範囲を明白(klar)にするために、ただ解釈上注意的に置く(stellen)ものである。⁽⁴⁾⁽⁵⁾従って、免責規定が保険者の危険負担範囲を特に修正し、縮少するものであるのに対し、注意規定は本来の保険者の危険負担範囲には全くなんの影響も与えるものではない。⁽⁶⁾このように免責規定と注意規定の性質は全く異なる。そしてかかる相違は、挙証責任の問題について重要である。⁽⁷⁾というのは、ある規定が免責規定であれば、挙証責任は、その規定の法律効果を主張する側が負担すべきであるのに対し、もしある規定が注意規定であれば、その規定自体はなんの法律効果も発生せしめないのので、本来の規定の法律効果を主張する側が挙証責任を負担すべきだからである。

性質危険不担保規定の性質を考察する場合には、本規定が海上保険者の危険負担範囲を特に修正、縮少しているのか否か、すなわち免責規定であるのか、注意規定であるのかが問題となる。そして本規定が免責規定であるか、注意規定であるかは、性質危険が本来保険者の危険負担範囲に含まれているか否かにかかっている。けだし、性質危険が本来保険者の危険負担範囲に含まれているならば、性質危険不担保規定は、保険者の危険負担範囲を特に修正、縮少し、従って免責規定としての性質を有することになるのに対し、もし性質危険がもともと保険者の危険負担範囲に含まれていないならば、性質危険不担保規定は、保険者の危険負担範囲にはなんの影響も与えず、従って注意規定としての性質を有することになるからである。

性質危険不担保規定が免責規定であるか、注意規定であるかは、すでに述べたように、挙証責任の問題について重要である。⁽⁸⁾すなわち、もし本規定が免責規定であるならば、損害が性質危険により生じた場合の挙証責任は、本規定の法律効果を主張する保険者の側が負担すべきであるのに対し、もし本規定が注意規定であるならば、挙証責任は保険者の危険負担範囲を定めた規定の法律効果を主張する被保険者の側が負担すべきである。

以上述べたところから、性質危険不担保規定の性質を考察するについては、本規定が免責規定であるか、注意規定であるかが問題になること、そして免責規定であるか注意規定であるかは、性質危険が本来の保険者の危険負担範囲に

含まれているか否かにかかっていること、さらに性質危険不担保規定が免責規定であるか注意規定であるかは、挙証責任の問題について重要であることが、理解出来た。そこで以下、比較法的に、性質危険不担保規定が免責規定であるか注意規定であるか考察することにしよう。

3. ドイツ海上保険法における性質危険不担保規定

ドイツでは、商法典第4編第10章に海上保険に関する法律規定があるにもかかわらず、実際的には、もっぱら1919年のドイツ海上保険普通約款(Allgemeine Deutsche Seeversicherungsbedingungen von 1919—以下ADSと略記する)が海上保険取引を規制している。本約款は、その末尾規定において、強行規定を除いて他の任意規定については全面的に商法典の適用を排除する旨規定し、⁽⁹⁾「商法典第4編第10章の規定を⁽¹⁰⁾ 実際法律生活から完全に排除」している。さらに、本約款はその成立過程において、海上保険利害関係者および⁽¹¹⁾ 法律学者の討議を重ねて制定されたものであり、法律規定と同様な公平さを有している。また、本約款は、「様式、⁽¹¹⁾ 性格共に近代の特徴を備えているばかりでなく、内容において」⁽¹¹⁾ 商法典の規定を数段上まわっている。かかる結果、本約款は完全な法律規定と見なすことが出来る。すなわち本約款は、「海上保険法典」(Gesetzbuch der Seeversicherung) ⁽¹³⁾ なのである。このことは、海上保険に関する法律生活において、ほとんどの判例から商法典が姿を消してしまったこと⁽¹⁴⁾ によって理解することが出来る。従って、ドイツにおける性質危険不担保規定の性質を考察する場合には、ADSについて論じるべきであろう。

ADS第1条は、船舶または積荷が「航海の危険」(Gefahr der Seeschifffahrt)にさらされることにつき有する利益を付保することが出来る旨規定し、第28条は、保険者は船舶または貨物が保険期間中さらされる「一切の危険」(alle Gefahren)を担保する旨規定している。また性質危険不担保規定は、船舶保険につき第59条に、貨物保険については1973年改正の貨物保険ADS (Allgemeine Deutsche Seeversicherungsbedingungen, Besondere Bestimmungen ⁽¹⁵⁾ für die Güterversicherung) の1. 4. 1. 2, 1. 4. 1. 3, 1. 4. 1. 4, お

よび 1. 4. 1. 5 に置かれている。

a. 性質危険不担保規定の性質について、学説は次の3種に分れる。第1に、本規定を免責規定であるとする免責規定説⁽¹⁶⁾、第2に、本規定を注意規定であるとする注意規定説⁽¹⁷⁾、そして第3に、本規定を免責規定および注意規定両者の性質を兼ね備えた規定とするいわば折衷説である⁽¹⁸⁾。

免責規定説を採る学者は、A D S第28条の「一切の危険」という文言に、保険者の危険負担原則である包括責任主義 (Grundsatz der Universalität oder Totalität der Gefahren) が文字通り明示されていると説く。従って、本説によれば、保険者は、「航海の危険」にかかわらず、保険の対象となりうる危険すなわち保険可能な危険すべてを担保する。そして性質危険は、「真正の、保険の対象となりえる危険」⁽¹⁹⁾であるので、性質危険不担保規定は免責規定であると考えられる。本説を主張する代表者としては、Bruck および Hagen をあげることが出来る。Bruck によれば、包括責任主義により、保険者は、原因については不確定であるが他の点では一定の危険を負担するので、何によって、保険事故の発生が可能となり、またもたされるかは重要でない、従って、免責が契約されないかぎり、保険者の危険負担は、「一切の危険」に拡張されている、そして性質危険について、その発生が客観的に、あるいは主観的に不確定 (Ungewißheit) であることは問題外である、不確定性すなわち危険の偶然性は、損害発生の程度 (Ausmaß) にあるので、性質危険に関する責任は、特に免責 (ausgeschlossen) されているのである⁽²⁰⁾。と。また、Hagen によれば、運送保険特に海上保険は、始めから、被保険船舶または貨物を脅威する一切の危険に対し、被保険者を出来るだけ広く保護しようと努力している、そして、保険者の責任制限について重要なのは、担保危険の明示的免責規定 (ausdrücklicher Ausschluss) であり、これに性質危険不担保規定が属している、と⁽²¹⁾。

注意規定説を主張する学者は、A D S第28条の規定は、文言通り保険者の包括責任主義を示しているのではなく、制限的な包括責任主義を示しているのである、とする。すなわち、A D S第28条の「一切の危険」という文言は、保険

可能なすべての危険を意味するのではなく、第1条との関係により、「航海の危険」のみを意味しているのである、と主張する。そして、性質危険は「航海の危険」ではないので性質危険不担保規定は注意規定であると解される。Möllerは、性質危険について重要な問題は、「航海の危険」がいかなるものであるかということではなく、性質危険が航海以外においても生じるか否かという点であるとし、本危険は航海以外においても生じるという理由で、性質危険を「航海の危険」とは見なしていない⁽²²⁾。従って、氏の見解に従えば、性質危険はもともと保険者の危険負担範囲に含まれないので、性質危険不担保規定は注意規定であると解しなければならない。事実、氏の最近の著書によれば、注意規定という項目の中で、性質危険不担保規定を例としてあげているので、氏が本規定を注意規定であると見なしていることは明らかである。また、Ritter⁽²³⁾は、保険者は一切の危険を担保するが、ただし航海の危険のみに限るとし、損害の発生が客観的および主観的に確定的であるものは、保険者これを担保せず、従って、保険者は被保険船舶の老朽および消耗損害さらに被保険貨物の経験上不可避的変質に起因する損害について責めを負わない⁽²⁴⁾としている。従って、氏にあっては、性質危険はその発生が客観的および主観的に確定的であってもともと保険者の危険負担範囲に含まれないので性質危険不担保規定は注意規定であると解されている。Möller および Ritter 両氏は、いずれも性質危険不担保規定が注意規定であるとしている。ただし、ここに注意すべきことは、両氏の主張が、性質危険は「航海の危険」ではないとする根拠において、異なっていることである。すなわち、Möller が、性質危険は航海以外においても生じるという理由で「航海の危険」ではないとするのに対し、Ritterは性質危険は客観的および主観的に確定的であるという理由で「航海の危険」とは見なしていないのである。

折衷説は、性質危険不担保規定が免責規定および注意規定両者の性質を兼ね備えているとする。本説によれば、性質危険不担保規定は、基本的には注意規定と見なされる。しかしながら、性質危険が保険者の担保すべき危険と不可分に競合して損害をもたらし、それにもかかわらずその損害について保険者が責

めを免れる場合には、本規定は免責規定と見なされる。本説は、Welchert によって、始めて明らかにされた。氏によれば性質危険不担保規定は、基本的には注意規定であり、そして性質危険が担保危険と不可分な関係で損害をもたらしたにもかかわらず、本規定により保険者が責任を免れる場合には、免責規定と見なされる⁽²⁶⁾、と。

b. すでに述べたように、ADS第1条は、船舶または積荷が「航海の危険」にさらされることにつき有する利益を付保することが出来る旨規定し、第28条は、保険者は船舶または貨物が保険期間中さらされる「一切の危険」を担保する旨規定している。免責規定説によれば、保険者は第28条により、文言通り「一切の危険」を負担する。しかしながら、第1条により、付保可能な利益は「航海の危険」にさらされる利益に制限されているので、保険者の危険負担範囲は、実質的には被保険利益が「航海の危険」にさらされている場合の「一切の危険」であるにすぎない。とすれば、ADS第1条および第28条を、それぞれ無関係に、付保可能な利益は船舶または積荷が「航海の危険」にさらされることにつき有する利益であり、そして保険者は「一切の危険」を負担すると解釈するよりは、両者を総合的に解して、「一切の危険」とは「一切の」「航海の危険」であると解釈する方が、より理論的に整合さを有し、従って説得力を持つのではないだろうか。また、もし第28条により、保険者は「一切の危険」を負担すると解するならば、ADS第1条は、保険者の危険負担範囲について、ただ時間的制限を与えるという意義しか有さない⁽²⁷⁾。けだし、第1条は、利益が「航海の危険」にさらされる場合のみ付保可能であると規定しているので、保険者の危険負担範囲については、それは、利益が「航海の危険」にさらされ始めてから終るまでという制限のみしか与えることが出来ないからである。しかしながら、保険者の危険負担範囲を時間的に制限する規定は、船舶保険につき第66条に、貨物保険については1973年の貨物保険ADSの5に、独立して置かれている。従って、ADS第28条により保険者は「一切の危険」を負担する旨解釈するかぎり、第1条の存在価値は、非常に低いものとなる。それに対して、今日のドイツにおける支配的な見解によれば、「一切の危険」とは、

A D S 第1条および第28条を総合的に解して、「船舶の航海 およびその 貨物にそれ自身結びつけられた一切の航海の危険」⁽²⁸⁾、「一定の航海と物的関係を有する」⁽²⁹⁾危険、または「種類を問わず船舶または貨物が航海によってさらされる航海の危険」⁽³⁰⁾とされている。従って、免責規定説に対しては、保険者の危険負担範囲の解釈につき妥当性に欠けると言わなければならない。

注意規定説は、保険者の担保危険が「航海の危険」であり、性質危険がこの「航海の危険」に含まれないことについては、見解を同じくしている。しかしながら、すでに述べたように Möller と Ritter は、性質危険が「航海の危険」に含まれないとする根拠について、見解を異にしている。

Möller は、性質危険が「航海の危険」に含まれない理由として、性質危険は航海以外においても生じるという点をあげている。しかしながら、航海以外においても生じるから性質危険は「航海の危険」に含まれないと言うことが出来るであろうか。たとえば、船舶の湿気 (Schiffsdunst) 危険は、1919年のA D S 第86条に性質危険の1つとして例示されているので、確かに性質危険であるに違いないが、⁽³¹⁾本危険は、航海以外においても生じるであろうか。また、盗難 (Diebstahl) 危険は、A D S 第28条に掲げられているので、確かに「航海の危険」であるが、本危険が航海以外においても生じることは明らかである。従って、もし性質危険が航海以外においても生じるという理由で、本危険を保険者の危険負担範囲に含まれないものとするならば、盗難危険をも危険負担範囲に含まれないものとしなければならない。それにもかかわらず、明らかに保険者がA D S 第28条により盗難危険を負担するのは、どのような理由によってであろうか。その理由は、損害発生の可能性が異なるからである。⁽³²⁾すなわち、航海における盗難危険の発生可能性と航海以外における発生可能性とが異なるからである。従って、海上保険における盗難危険は、それ自身海上保険に固有なものであって、陸上保険のそれとは異なるという理由で、A D S 第28条は負担危険の1つとして本危険を例示しているのである。かかる見解は、第28条に例示されている他の危険、たとえば火災 (Feuer) 危険、雷撃 (Blitzschlag) 危険についてもあてはまる。さらに、性質危険についてもあてはまる。たとえ

ば、内部的腐敗 (innerer Verderb) 危険。本危険は、1919年のA D S第86条では、性質危険の1つとして例示されているので、明らかに性質危険であるが、この危険についても、航海におけるその発生可能性と航海以外における発生可能性とは異なると言わなければならない⁽³³⁾。すなわち、本危険は航海以外においても生じるにかかわらず航海においてそれ固有の性質を有するのである。かかる結果、Möllerの、性質危険が航海以外においても生じるという理由で本危険を「航海の危険」とは見なさない見解は、論理的に不合理であると言わなければならない。

他方、Ritterは、保険者は「損害の発生が客観的および主観的に確定的であるもの」について責めを負わず、これに性質危険が属するとしている。すなわち、Ritterによれば、性質危険は、保険可能な危険の要件である偶然性に欠けるので、「航海の危険」とは見なされない。かかる見解に対しては、性質危険の発生は、通常蓋然的(wahrscheinlich)であって、必ずしも確定的(gewiß)⁽³⁴⁾ではないと言わなければならない。ただし、蓋然的イコール確定的ではないからである。しかしながら、性質危険の中には、その発生が確定的なものがある。たとえば、船舶の老朽 (Alter) 危険、さび (Rost) 危険である。かかる危険は、その発生については確定的であるけれども、その損害の程度 (Ausmaß)⁽³⁵⁾について偶然性を有する。すなわち、かかる危険は、損害の程度につき不確定 (ungewiß)⁽³⁶⁾なのである。また、もし性質危険は偶然性に欠けるので「航海の危険」と見なされないとするならば、保険者は性質危険を負担することは出来ない。しかしながら、一定の条件の下で、保険者が性質危険を負担する約款がある。すなわち、さび約款 (Rostklausel) である。本約款によれば、保険者は座礁事故の場合にさびまたは酸化に起因する毀損について責めを負う。従って、「性質危険は、真正の、保険の対象となりえる危険」なのであって、保険者は性質危険を負担することが出来る。かかる結果、Ritterの、性質危険は「客観的および主観的に確定的である」ので「航海の危険」とは見なさない見解は、妥当性に欠けると言わなければならない。

以上、免責規定説および注意規定説について批判的検討をした。それによれ

ば、いずれも論理的に欠陥を有することが明らかになった。では、一体性質危険不担保規定はどのような性質を有するのであろうか。そこで、次にこれまで性質危険不担保規定がどのような性質のものと考えられていたか歴史的に検討して見よう。

c. 船舶保険に関する現行普通約款は1919年のA D Sであり、貨物保険に関する現行普通約款は1973年改正の貨物保険A D Sである。しかし、1973年以前では、貨物保険についても船舶保険におけると同様、1919年のA D Sが使用されていた。そして、この1919年のA D Sの母体となったのは、1867年の普通海上保険約款（Allgemeine Seeversicherungsbedingungen — 以下A S V Bと略記する⁽³⁸⁾）であって、これはドイツ旧商法典を基礎として作成された⁽³⁹⁾。従って、まず旧商法典から検討を始めることにしよう。

旧商法典は、第824条（現行商法典第820条）において、保険者は「一切の危険」を負担する旨定め、他方第782条（現行商法典第778条）においては、「航海の危険」にさらされる利益のみが付保可能である旨定めている。そして、第825条第2項および第3項（現行商法典第821条第2項および第3項）では、保険者は性質危険について責めを負わない旨規定されていた。従って、旧商法典を見ただけでは、性質危険不担保規定が免責規定であるか注意規定であるかはわからない。しかしながら、理由書⁽⁴¹⁾によれば、次のことが明らかとなる。保険者は基本的には「一切の危険」を負担し、その「一切の危険」とはもっぱら外部的危険（äußere Gefahr）であると解されていたことである。さらに、理由書によれば、外部的危険に対する内部的危険（innere Gefahr）については、本来保険者は責めを負わず、かかる危険の1つとして性質危険があげられている⁽⁴²⁾。その結果、旧商法典においては、性質危険不担保規定は注意規定であると解される。そしてかかる見解は、そのままA S V Bに受け継がれたであろうと考えられる。ただし、A S V Bは旧商法典を基礎に作成されたからである。しかしながら、実際の適用の面すなわち判例および学説においてはどうかであったろうか。

d. まず、1874年2月27日のR O H G判例⁽⁴³⁾によれば、原因が運送貨物の固有

の性質 (eigentümliche Natur) および欠陥的性質 (mangelhafte Beschaffenheit) にある損害については、保険者は原則として責めを負わない。すなわち、性質危険はもともと保険者の危険負担範囲には含まれていないのである。

また、1883年5月28日のRG判例⁽⁴⁴⁾によれば、「次のような原則、すなわち海上保険に関しては保険者は運送貨物自身の固有の性質および欠陥的性質を除いて一切の危険を負担するという原則は、(AD) HGB 第824条およびこれと同旨のASVB第69条に明示されている」、と。

1892年11月14日のHans OLG判例⁽⁴⁵⁾によれば、被保険貨物の自然的性質 (natürliche Beschaffenheit) に起因する損害は、保険者が負担する外部的事象 (äußeres Ereignis) による損害に対立するものである。従って、保険者はもともとかかる損害については責めを負わない。保険者が偶発事故 (Unfall) による損害について責めを負うこと、これが海上保険の原則であって、性質危険を保険者が負担しない事実はこの海上保険原則の適用の結果にすぎない、と。

そして、1919年のADSが作成される頃のASVBに関する判例⁽⁴⁶⁾によれば、次のことが明らかである。すなわち、保険者はASVB第1条および第69条により「航海の危険」を負担すること、およびこの「航海の危険」には性質危険は含まれないことである。

かかる見解は、学説においても主張されている。Voigtは、「航海の危険」および性質危険という語を使用していないが、次のように述べている。海上保険は、付保された目的物 (Gegenstand) につき偶発事故 (Unfall) により生じた損失をてん補するという条件を有する、異常な事故なしに生じた損害 (Nachteil) は、被保険者の負担に帰す、従って、船主は、船舶の価額が使用により減価する金額について運賃を高くしなければならず、また積荷については、被保険者は仕向け地において積荷の売価をより高くすることによって性質危険に基づく損失を埋めなければならない、と。⁽⁴⁷⁾

Kiesselbachは、性質危険は保険者の危険負担範囲には含まれない、という

のは、保険者が負担する危険は異常な偶発事故であって、かかる事故なしに必然的に生じる危険すなわち性質危険は保険者の負担危険ではない旨明らかにしている。⁽⁴⁸⁾

Liebigによれば、保険者の危険負担原則には、2つの例外があり、1つは被保険者の過失、もう1つは性質危険である、そして海上保険の主旨は被保険者に偶発的な外部的事故による損害につきてん補することである、⁽⁴⁹⁾と。そして、氏は、現行商法典第820条および第821条について、保険者は第820条により「航海の危険」を負担するが第821条はかかる危険についてしか保険者は責めを負わないという原則を強調する主旨を有するものである、と明らかにしている。⁽⁵⁰⁾ [未完]

<註>

- (1) ドイツ商法第820条および第821条第2号、第3号、1967年フランス海上保険法第15条および第22条a項、第39条など。なお保険者が性質危険を負担しない旨定めた規定は、海上保険法ばかりでなく、陸上保険法、たとえばわが国の商法第641条前段、ドイツ保険契約法第131条および第132条第2項、フランス保険契約法第33条にも存在する。しかし、本稿ではもっぱら海上保険法における性質危険不担保規定を扱うことにする。その外の国々における立法例については、小町谷『海上保険法各論二』、昭和36年、pp. 75-76に詳しい。
- (2) この問題については、Passehl, G., *Die Beschaffenheitsschäden in der Seeversicherung*, Karlsruhe 1966が詳細な検討を加えている。本稿もこれに負うところが多い。なおわが国においても、商法第641条前段および第829条第1号前段について、多くの研究がなされている。たとえば、加藤『海上危険新論』、昭和36年、p. 555以下；同『喜寿記念論文集』、昭和45年、p. 127以下；今村『海上保険契約論中巻』、昭和17年、p. 141以下；葛城『海上保険研究英法に於ける海上危険の研究中巻』、昭和25年、p. 349以下；同『新版講案海上保険契約論』、昭和41年、p. 239以下；勝呂『海上保険改訂新版』、昭和30年、p. 298以下；同「貨物の性質損害」『保険学雑誌』、第389号、昭和29年、p. 1以下；亀井『海上保険証券免責条項論』、1961年、p. 238以下；小町谷、前掲書、p. 74以下；大森『保険法法律学全集31』、昭和45年、pp. 147, 234；田中（誠）『新版保険法』、昭和45年、pp. 178, 231；窪田「商法第641条前段の法定免責事由」『創立40周年記念損害保険論集』、昭和49年、p. 61以下；松島「海上保険における固有の瑕疵についての省察」『損害保険研究』、第34巻第3号、1972年、p. 113以下等

があるが、しかし性質危険不担保規定の性質を直接扱った研究は、筆者の見たところない。

- (3) Gefahrausschluß の訳に、危険除斥（坂口「保険事故の招致」『法律論叢』、第43巻第4・5号、1970年、p. 216）という訳があるが、本稿では、その意味するところを考へて、免責規定と訳した。
- (4) Passehl, a. a. O., S. 6 f; Lötsch, H., *Die Risikobeschränkungen*, Hamburg 1935, S. 30 f.
- (5) ただし注意規定（Klarstellung）は、本文のようないわばネガティブなもの、もともと保険者の危険負担範囲に含まれている危険について、念のために一定の危険を保険者が負担する旨定めたいわばポジティブなものがある。（Vgl. Passehl. a. a. O., S. 6.）
- (6) Passehl, a. a. O., S. 6 f; Lötsch, a. a. O., S. 30 f.
- (7) Passehl, a. a. O., S. 7.
- (8) Vgl. Passehl, a. a. O., S. 7.
- (9) ADS第126条。
- (10) Hagen, O., *Seeversicherungsrecht*, Berlin 1938, S. 15.
- (11) Ritter-Abraham, *Das Recht der Seeversicherung*, Erster Band, Hamburg 1967, S. 4.
- (12) Hagen, a. a. O., S. 16.
- (13) Bruck-Möller, *Kommentar zum Versicherungsvertragsgesetz und zum allgemeinen Versicherungsbedingungen*, Erster Band, Berlin 1961, S. 54.
- (14) Hagen, a. a. O., S. 15.
- (15) 本約款は、1919年ADSの貨物保険に関する規定すなわち第80条ないし第99条にとって代るものである。詳細は、Enge u. andere, *Erläuterung zu den ADS Güterversicherung 1973 und dazugehörigen DTV-Klauseln*, Karlsruhe 1973 および木村「1973年ドイツ貨物海上保険普通約款について」『損害保険研究』、第36巻第3号、1974年、p. 94 以下を参照。
- (16) Bruck, E., *Das Privatversicherungsrecht*, Mannheim, Berlin, Leipzig 1930, S. 371 ff; Hagen, a. a. O., S. 24 f und *Versicherungsrecht*, VIII Bd. in Ehrenbergs *Handbuch des gesamten Handelsrechts*, Leipzig 1922, S. 214, f und S. 386; Lötsch, a. a. O., S. 28 ff; Engelbrecht, J., Beschaffenheitsschäden bei der Güterversicherung, in *Zeitschrift für Versicherungswesen*, 1954, S. 224; Schlegelberger, F., *Seeversicherungsrecht*, Berlin und Frankfurt/M. 1960, S. 205.
- (17) Ritter-Abraham, *Das Recht der Seeversicherung*, Zweiter Band, Hamburg 1967, S. 1051 ff; Ritter, C., Vom Grundsatz der allgemeinen

- Gefahrendeckung im Seeversicherungsrecht, insbesondere die Gefahr des Verschuldens der Schiffsbesatzung, in *Zeitschrift für die gesamte Versicherungswissenschaft* 1914, S. 28 ff; Möller, H., Die versicherten Gefahren in der Seeversicherung, in *Zentralorgan für Schifffahrt, Schiffsbau, Hafen* 1937, S. 1028 f, Totalität der Gefahren?, in *Mitteilungen des Internationalen Transport-Versicherungs-Verbandes* 1939, S. 65 und *Cifgeschäft und Versicherung*, Mannheim, Berlin, Leipzig 1932, S. 81 (Passehl, a. a. O., S. 11); Hochgräber, *Die Hauptkapitel des Transportversicherungsrecht*, Berlin 1937, S. 62 ff (Passehl, a. a. O., S. 11); Drefahl, W., *Die Beweislast und die Beweiswürdigung im Versicherungsrecht*, Hamburg 1939, S. 21 (Passehl, a. a. O., S. 12); Sieveking, G., *Das deutsche Seeversicherungsrecht*, Berlin 1912, S. 101; Runge, J., *Die Causa proxima Lehre nach französischem, englischem, norwegischem und deutschem Recht unter besonderer Berücksichtigung allgemeiner Kausalitätsgrundsätze*, Dissertation Hamburg 1950, S. 2; Kambach, C., Die Leckage-Versicherung bei Weintransporten, in *Zeitschrift für die gesamte Versicherungswissenschaft* 1932, S. 260 f.
- (18) Welchert, H., *Die Konkurrenz freier und gedeckter Schäden im Versicherungsrecht*, ungedr. Dissertation. Hamburg 1942, S. 65 f. (Passehl, a. a. O., S. 12)
- (19) Behr, E., *Die Beschaffenheitsgefahren in der Versicherung*, Dissertation der Friedrich-Alexander-Universität zu Erlangen 1933, S. 20 (Passehl, a. a. O., S. 9)
- (20) Bruck, a. a. O., S. 371 f.
- (21) Hagen, a. a. O., S. 245.
- (22) Möller, a. a. O., S. 1028 (Passehl, a. a. O., S. 11)
- (23) Möller, H., *Versicherungsvertragsrecht*, Wiesbaden 1971, S. 16.
- (24) Ritter-Abraham, a. a. O., S. 459.
- (25) Ritter-Abraham, a. a. O., S. 1051.
- (26) Welchert, a. a. O., S. 65 f. (Passehl, a. a. O., S. 12)
- (27) Passehl, a. a. O., S. 15.
- (28) Ritter-Abraham, a. a. O., S. 459.
- (29) Kisch, W., *Handbuch des Privatversicherungsrechts*, Zweiter Band, München, Berlin, Leipzig 1920, S. 78.
- (30) Liebisch, A., Die Seekriegsversicherung nach den Allgemeinen Deutschen Seeversicherungsbedingungen, in *Hanseatische Rechtszeit-*

schrift für Handel, Schiffahrt und Versicherung, Kolonial-und Auslandsbeziehungen sowie für Hansestädtisches Recht 1922, S. 269 f (Passehl, a. a. O., S. 16)

- (31) 1973年の貨物保険ADS 1. 4. 1. 2. には、性質危険の例示が省かれている。
- (32) Passehl, a. a. O., S. 16 f.
- (33) Passehl, a. a. O., S. 17.
- (34) Passehl, a. a. O., S. 9.
- (35) Kisch, a. a. O., S. 43 ff.
- (36) Kisch, a. a. O., S. 60; Bruck, a. a. O., S. 375, Bruck-Möller, a. a. O., S. 98.
- (37) 「性質危険」を保険者が負担する約款例については、加藤、前掲書、p. 636 以下および p. 141 以下に詳しい。
- (38) 1951年12月11日のBGH判例によれば、1919年ADSについては特にASVBを参考にすべきであると。(Passehl, a. a. O., S. 17)
- (39) Voigt, *Das deutsche Seeverversicherungsrecht*, Jena 1887, S. XXIX; Liebig, E., *Die Seeverversicherung*, Berlin 1914, S. 41.
- (40) なおADS前史については、Ritter-Abraham, a. a. O., S. 2 ff. が詳しい。
- (41) *Entwurf eines Handelsgesetzbuches für die preußischen Staaten*, Berlin 1857, S. 343 f.
- (42) Vgl. Lutz, J., *Protokolle der Kommission zur Beratung eines allgemeinen deutschen Handelsgesetzbuches*, VII Teil, Würzburg 1862, S. 3211.
- (43) ROHG Bd. 13, S. 138 ff.
- (44) RGZ Bd. 10, S. 22 ff.
- (45) HGZ 1892, S. 298.
- (46) Hans OLG 20. 5. 1895 HGZ 1895, S. 159 f; Hans OLG 19. 2. 1900 HGZ 1900, S. 95; Hans OLG 11. 12. 1919 HGZ 1920, S. 42; LG Hamburg 24. 2. 1920 HGZ 1920 S. 85; Hans OLG 9. 7. 1920 HGZ 1920, S. 217; RG 16. 2. 1921 RGZ Bd 101 S. 330.
- (47) Voigt, a. a. O., S. 377.
- (48) Kiesselbach, A., *Die wirtschafts-und rechtsgeschichtliche Entwicklung der Seeverversicherung in Hamburg*, Hamburg 1901, S. 142.
- (49) Liebig, a. a. O., S. 52 f.
- (50) Liebig, a. a. O., S. 58.
- (51) Liebig, a. a. O., S. 58 f.

(筆者の住所：調布市入間町2-29)